

西条市農業委員会 令和6年度 第1回総会 議事録

1. 日 時 令和6年4月5日(金) 午後2時00分から午後2時54分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	23番	真鍋 美鈴			
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番 徳永 耕治
	2番	明比 典正	11番	眞鍋 覚	20番 宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	13番	鈴木 伸二	22番 岡田 貴洋
	4番	一色 達夫	14番	武田 弘文	24番 宇野 嘉秀
	5番	白木あゆみ	15番	武田 喜義	
	6番	藤田 孝明	16番	曾我部英樹	
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博	
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ	

○欠席者氏名

12番 武方 謙一 21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	13番	平木 克彦	23番	黒河 祐二
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	24番	渡部 靖
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	25番	佐伯 保親
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	26番	佐伯 静雄
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	27番	玉井 隆志
	8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	28番	桑原 俊樹
	9番	岡本 省三	19番	菅 辰郎	29番	小倉 謙治
	10番	安藤 英利	20番	高木 秀昭	30番	日野 貴文
	11番	近藤 仁志	21番	高橋 寿夫		
	12番	眞田 克彦	22番	佐山 林壺		

○欠席者氏名

2番 一色 信之 3番 加藤 武司

5. 議案について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について
議案第4号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について
議案第5号 農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について
議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第8号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	高橋修平	西部分室長	戸田 徹
事務局次長	高橋徹也	事務局担当次長	橋田勇作
事務局副主査	遠藤竜彦		

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第1回西条市農業委員会総会を開催いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	議事に入る前に4月1日付けで農業委員会へ異動してまいりました職員の紹介をさせていただきたいと思っております。人事異動に伴う事務局の体制は、お手元に配布の資料のとおりでございます。今年度は3名の異動がございました。異動者は前に出てください。 【異動者の紹介】
事務局	ありがとうございます。 お手元の表のとおり農業委員会事務局令和6年度につきましては、本庁が5名体制、西部分室が兼務職員を含めて3名体制で今後一年間やっていきますので、よろしく願いいたします。 以上で職員の紹介を終わります。 それでは、議事の方へ移ります。議事進行は農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 それでは、ただ今より、令和6年度 第1回西条市農業委員会総会を開会いたします。これより先は、着座にて進行させていただきますので、よろしくご審議をお願いいたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 それでは、議事録署名人を私の方から指名いたします。
岡田貴洋委員、真鍋美鈴委員の両委員をお願いいたします。
本日、欠席届が出ております。農業委員からは、12番 武方謙一委員、21番 余吾秀利委員、農地利用最適化推進委員からは、2番 一色信之委員、3番 加藤武司委員から出ておりますことをご報告いたします。
ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。
書記については、事務局の橋田、遠藤の両君をお願いいたします。
それでは、議事に入りたいと思います。

農地法第3条 関係

議長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、4号について審議をいたします。本件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退室願います。

(〇〇 委員退室)

議長 それでは、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。
失礼して、着座にてご説明させていただきます。
議案書4ページをご覧ください。
4号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

- 議 長 ありがとうございます。
以上1件であります、これについて、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 地区委員 4号 問題ありません。
- 議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんか。
- 委員一同 異議なし。
- 議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり許可することいたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員着席)
- 議 長 それでは、審議を再開いたします。
残りの16件について、事務局より説明いたします。
- 事務局 引き続き議案書4ページをご覧ください。
1号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
2号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏ほか〇名から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
3号は、〇〇の 〇〇氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
5号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
6号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。
議案書5ページをご覧ください。
7号は、〇〇の農事組合法人 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の農事組合法人 〇〇から所有権の移転を受けようとする申請でございます。
議案書6ページをご覧ください。

8号及び9号は、〇〇の 〇〇 氏及び〇〇の 〇〇 氏が互いの農地を交換しようとする申請でございます。

10号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、譲受人である〇〇氏ですが、本申請書提出時は〇〇在住でしたが、現在は〇〇へ移住しております。

11号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放及び経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

12号は、〇〇の株式会社 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の有限会社 〇〇から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、本件申請地のうち、〇〇番については、現在土砂置場となっておりますので、所有権移転後、6か月以内に農地に戻す旨の誓約書の提出を受けております。

13号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

なお、本案件は、慣行小作権の解消に伴うものであり、取扱いについては、先月の総会開会前に報告させていただいております。

14号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

15号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

16号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

17号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から氏から贈与を受けようとする申請でございます。

以上16件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

3号及び10号は新規就農ではありますが、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、面接は行っておりませんので、事務局から報告いたします。

事務局 3号及び10号について事務局より報告させていただきます。

3号は〇〇の 〇〇 氏、〇才、〇〇の農地〇〇㎡、10号は〇〇の 〇〇 氏、〇才、〇〇の農地〇〇㎡をそれぞれ買い受け、就農しようとするものであります。予定している作物は、〇〇氏はさつまい

も、玉ねぎ、〇〇氏はほうれん草、きゅうりです。

〇〇氏は30年前から野菜作りをしておりました。現在は会社員であり、休日を利用して行います。取得する農地は、自宅北側にあり、従事日数に問題ありません。〇〇氏は〇〇からの移住者であります。令和6年3月末に引越しを行い、落ち着いたら耕作を始める予定です。

両者共、就農及び農地の取得については特に問題ないと判断します。農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上16件であります。4号を除き、1号より順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

2号、3号 問題ありません。

5号 問題ありません。

6号 問題ありません。

7号 問題ありません。

8号、9号 問題ありません。

10号、11号 問題ありません。

12号、13号 問題ありません。

14号 問題ありません。

15号 問題ありません。

16号 問題ありません。

17号 問題ありません。

議長 ありがとうございました。

地元の委員さんからは問題なしということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上16件を原案どおり許可することといたします。

農地法第4条関係

- 議長 次に、農地法第4条関係になります。議案書につきましては9ページ、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。
議案内容について、事務局より説明いたします。
- 事務局 議案書10ページをご覧ください。
1号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。
本件は、申請人が、ほ場整備事業の一時利用指定通知書の交付を受けたことで手続きが完了したと誤認したこと、また、農振法及び農地法の知識が不足していたことから、申請地の造成のため、土砂を搬入するなど転用違反となっているものです。
申請人は深く反省し、「以後、このようなことがないよう農地法を遵守します」との始末書が提出されております。
2号は、〇〇の 〇〇 氏が自己住宅を建築しようとする申請でございます。
3号は、〇〇の 〇〇 氏が営農型太陽光発電設備の3年間の一時転用許可を更新しようとする申請でございます。
なお、今回の更新が2回目の更新となっております。
以上3件、ご審議よろしくお願いたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただ今事務局より説明がありました3件であります、1号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。
よろしくお願をいたします。
- 地区委員 1号 問題ありません。
2号 問題ありません。
3号 問題ないと思います。
- 議長 現地は確認していただけてますか。これは2回目の申請になるんですけれど。
- 地区委員 見てはないんですけれども別に問題ないと思います。
- 議長 事務局の方で現場を確認していたら報告願います。
- 事務局 先ほどの案件でございますが、事務局で確認したところ、太陽光発

電施設の下で栽培されておりますシキミの成長等、営農については問題ありません。

議長 ありがとうございます。
3件については問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございました。
「異議なし」ということですので、以上3件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係、議案書につきましては11ページ、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

1号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

2号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、建売住宅4棟を建築しようとする申請でございます。

3号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、工場を建築しようとする申請でございます。

4号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

5号は、〇〇の社会福祉法人 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権の再設定を受け、露天資材置場及び露天駐車場への一時転用許可を更新しようとする申請でございます。

6号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書13ページをご覧ください。

7号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

8号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

9号及び10号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

11号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、貸露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は、長年、農機具や農業用資材置場として使用されておりましたが、申請地を売却するにあたり、専門家に調査を依頼したところ、違反転用であることが判明しました。

譲渡人は深く反省し、「以後このようなことがないよう農地法を遵守いたします」との始末書が提出されております。

以上11件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました11件であります。まず1号より順次、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員 1号、2号、3号 問題ありません。

4号 問題ありません。

5号 問題ありません。

6号 問題ありません。

7号 問題ありません。

8号、9号、10号 問題ありません。

11号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農地法第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、農地法第5条転用事業計画変更関係、議案書は14ページになります。議案第4号、農地法第5条の規定にかかる転用事業計画変

更に対する意見の決定について、を議題といたします。

それでは、議案内容について事務局より説明いたします。

事務局 議案書15ページをご覧ください。

1号は、〇〇の合同会社 〇〇が、営農型太陽光発電設備の設置を目的として令和元年8月の総会にてご審議いただき、10年間の一時転用許可を受けた案件であります。転用面積の減少が生じることとなったため、変更承認を受けようとするものでございます。

本件は是正案件であり、申請人は、許可後、耕作の効率化を図るため、承認を受けることのないまま設置する工作物の一部を変更しております。

申請人からは、「農地法を十分理解していなかったためこのようなこととなりお詫び申し上げます。今後二度とこのようなことがないよう法令遵守に努めます」との始末書が提出されております。

以上1件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました案件であります。これについて、地元の委員さんのご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでございますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議 長 次に、議案書17ページになりますが、議案第5号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。
位置図及び地番図は19ページになります。
1号であります、申請人である〇〇氏は、〇〇地区で農業を営んでおりますが、経営規模拡大に伴い既存の農業用倉庫が手狭となっていることから、新たに農業用倉庫を建築するため、農用地区域内の農地を農業用施設用地に変更しようとするものでございます。
以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただ今説明のありました1件ではあります、これについて地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。
「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

相続税の納税猶予適格者証明願

議長 次に、議案書につきましては20ページになります。議案第6号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の交付について、を議題といたします。
議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 議案書21ページをご覧ください。
農地を相続した相続人が相続税の納税猶予を希望する農地につきまして、当該農地が、相続後も相続人によって適正に耕作が行われているかなど、申請人が納税猶予を受けるための適格性を有するか否かを農業委員会が証明することとなっているため、ご審議いただくものです。
なお、本件につきまして、納税猶予を認めるかどうかは、税務署の

判断となります。

1号であります。申請人である〇〇氏は、被相続人である父親の生前から農業に従事しており、相続税の納税猶予を希望する農地〇筆のうち、〇〇番は利用権設定による特定貸付が行われておりますが、〇筆いずれも適正に耕作されております。

以上1件、ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

事務局より説明のありました1件であります。これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたしたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 1号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないとのことですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書は22ページ、議案第7号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明いたします。

事務局 議案書24ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。詳細につきましては、議案書25ページから49ページとなっております。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、141件、面積は、43万6,218.86㎡となっております。そのうち、所有

権移転は、5件、面積は、2万3,120㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明のありました案件の中で、議案書25ページ及び26ページ、申請番号1051号から4009号までの借受人は新規就農者であり、2050号及び2051号並びに2052号の2名につきましては面接を行っておりますので地区委員から報告を、1051号及び4009号の2名につきましては地区担当委員が面接は不要と判断したとのことですので、事務局より報告をお願いいたします。

まず、2050号及び2051号について、武田弘文委員さん、よろしくお願いいたします。

武田弘文委員 今回の新規就農希望者につきまして3月18日に西部支所において面接を行いました。面接を行ったのは、垂水委員と、私、武田です。

当案件の申請人は〇〇の 〇〇 氏、〇才であります。〇〇氏は高校の園芸課を卒業し、祖母も農業をしていたこともあり、以前から農業に興味があったそうです。今回、夫の同級生である若手農家から農業をすすめられ、夫の実家がある西条市で〇〇と〇〇の農地〇〇㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、里芋と青ネギを予定しています。今後は、若手農家に指導を仰ぎながら、規模拡大していく予定です。その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。〇〇氏の就農については特に問題ないと判断します。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

武田委員さんと垂水委員さんにおかれましては、大変お忙しい中、面接ありがとうございました。

続きまして、2052号について、武田喜義委員さん、よろしくお願いいたします。

武田喜義委員 今回の新規就農希望者につきまして3月5日に中央公民館において面接を行いました。面接を行ったのは、真鍋職務代理者、楠窪委員、菅委員及び私、武田です。

当案件の申請人は〇〇の〇〇 株式会社、代表取締役 〇〇 氏であります。西条市では新規就農者となりますが、〇〇氏は現在、〇〇に約〇〇㎡の農地を所有しており、キウイフルーツを栽培しております。規模を拡大するために、広い農地を探していたところ、キウイフ

ルーツが栽培、収穫されている農地の耕作者が高齢になり、将来栽培を経営していくことが困難な状況であった〇〇の農地〇〇㎡を、農協の指導員を通じて紹介され、今回、利用権設定で借り受けようとするものです。今後は土地の取得も考えているそうです。その他、西条市での営農等について指導し面接を終了しました。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

武田委員さんはじめ、面接に携わっていただきました委員さん、お忙しい中、大変お世話になり、ありがとうございました。

つづきまして、1051号及び4009号につきましては、事務局より報告をいただきたいと思います。

事務局 事務局より報告させていただきます。

1051号の新規就農者は、〇〇の〇〇氏、〇才であります。〇〇氏は〇〇農業大学校を卒業し、今回、〇〇の農地〇〇㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、ブロッコリーや大根などの野菜です。今後については、栽培の状況を見ながら規模を拡大していく予定です。

つづきまして、4009号の新規就農者は、〇〇の〇〇氏、〇才であります。〇〇氏は〇〇での1年間の農業研修を今年の3月末に終了しました。今回、〇〇の農地〇〇㎡を利用権設定で借り受けて、就農しようとするものです。栽培する作物は、青ネギです。今後については、50アールを目標に規模を拡大していく予定です。

〇〇氏、〇〇氏の就農については特に問題はないと判断します。

以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。

以上のような内容ですが、よろしくご審議お願いいたします。

委員の皆さん、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

最適化活動の目標の設定等

議 長	<p>次に、議案書50ページになりますが、議案第8号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、を議題といたします。</p> <p>議案内容について、事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>本案「最適化活動の目標の設定」につきましては、令和5年度第3回総会においてご説明しましたとおり、国により、4月末までに公表することが定められておりますことから、例年6月の総会にてご審議いただいておりますが、本総会でお諮りするものです。</p> <p>それでは、議案書51ページをご覧ください。</p> <p>51ページにあります1番の農業委員会の状況につきましては説明を割愛させていただきますので、後ほどご確認ください。</p> <p>52ページをご覧ください。</p> <p>「Ⅱの最適化活動の目標」ですが、「1の最適化活動の成果目標の（1）の農地の集積の②の目標」につきましては、本市の農業経営基盤強化促進に関する基本構想で、集積率の目標を令和13年度時点で60パーセントとすることが定められておりますので、令和5年度と同様に、それを農業委員会の目標設定とします。</p> <p>次に、「（2）遊休農地の解消」についてです。</p> <p>令和5年度の利用状況調査により、緑区分の遊休農地面積が65ヘクタール、黄区分の遊休農地面積が65ヘクタールで合計130ヘクタールが1号遊休農地面積となっております。</p> <p>②の目標の考え方についてです。</p> <p>「ア、既存遊休農地の解消」の表にあります令和3年度の利用状況調査で判明した「緑区分」の遊休農地を令和4年度から8年度までの5年間をかけて解消することとされており、73ヘクタールを解消するためには、毎年度約15ヘクタールの解消が必要となりますので、「緑区分の遊休農地の解消目標面積」を15ヘクタールとします。</p> <p>「イ、新規発生遊休農地の解消」ですが、国により「前年度に新規発生した緑区分の遊休農地を解消目標面積」に設定することとされており、5ヘクタールを目標とします。</p> <p>53ページをご覧ください。</p> <p>「（3）新規参入の促進」についてです。</p> <p>②の目標ですが、新規参入者への貸付等について同意を得た農地を公表することになりますが、その目標の面積については過去3年分の各年度の権利設定等の面積の平均の1割以上となるように設定することとなっております、57.8haが目標面積となります。</p> <p>「2 最適化活動の活動目標」についてです。</p> <p>（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標ですが、全国農業会議から示されております月10日を目標とします。</p> <p>「（2）活動強化月間の設定目標」は、8月から10月までの3か</p>

月を強化月間として「農地パトロールによる遊休農地の状況確認」とします。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」としては、昨年11月に開催されました産業祭において、女性農業委員のお三方にご参加いただき、農業委員会の活動内容の周知や来場者からの相談対応を実施していただきましたが、今年もまたこの活動を実施していただきたいと考えており、目標として設定させていただいております。

以上、簡単ではございますが、本案の説明を終了いたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より令和6年度の最適化活動の目標の設定について説明がありましたが、これについて、ご審議お願いしたいと思います。委員の皆さん、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ご意見等ございませんか。
一色委員さん、何かございませんか。

一色達夫委員 53ページの新規参入の促進なんですけど、新規参入者には家庭菜園の方も含まれるんですか。

事務局 家庭菜園の方は含まれておりません。

一色達夫委員 わかりました。

議長 ほかにご意見等ございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 ただ今提案しました内容でよろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 「異議なし」ということですので、以上1件を原案どおり承認することといたします。

報告承認案件

議 長 最後になりますが、議案書54ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年2月16日から、令和6年3月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を30件、農地法第3条 取消願2件、農地法第5条 取消願3件、農地バンク農地登録1件を受理しております。

農地法第3条及び第5条の取消願についてご説明いたします。

議案書の見開き62、63ページをご覧ください。

農地法第3条の取消願、1号及び2号並びに農地法第5条の取消願、1号及び2号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

これら取消案件に係る申請は、令和5年11月第8回総会においてご審議いただき、令和6年2月27日付けで許可となったものですが、営農型太陽光発電による固定買取制度の取扱い変更により、認定価格の維持ができなくなり事業の継続が困難になったことから、取消願が提出されたものでございます。

議案書64ページをご覧ください。

農地法第5条の取消願、3号についてでございます。

本件は、先ほど議案第4号でご説明しました1号の案件のとおりでございます。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告承認案件について説明がございましたが、この案件について、何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ご意見ありませんか。

(意見なし)

議 長 ありがとうございます。

異議ないようですので、報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

今月から新年度に入り、この際ですので、何でもかまいません。何かございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので以上を持ちまして総会を閉じたいと思
います。

長時間にわたり慎重審議、ありがとうございました。今年度もよろ
しく願いたします。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
議案第8号	令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年4月5日 午後2時54分